

長瀬町観光情報館(会議室)利用料金の減免基準

■ 減免の判断基準

長瀬町観光情報館設置及び管理条例第9条に規定する減免の判断基準である「公用又は公益上特に必要があると認めるとき」の運用については、個々のケースで判断することになるが、次に掲げた判断基準を基に適切に行うものとする。

- 本来利用料金は施設使用の対価であることから、原則は全額納付を基本に考える。
- 減免の承認に当たっては、「町の主催」や「町の共催」の場合の公益性と比較し、それらと均衡の取れたものでなければならない。したがって、減免は、施設の利用に公益性があるもの、あるいは負担能力から支援が必要であるものなどを判断基準として、政策的に行うものとし、利用者個人の利益につながる利用は、原則として対象としない。

■ 具体的な減免基準

減免基準	減免団体等	減免割合
町が主催又は共催する事業に利用するとき	町、教育委員会その他の町の執行機関 (一部事務組合を含む)	全額免除
町が後援する事業のうち、町民が主体となって実施する事業に利用するとき	長瀬船玉まつり実行委員会ほか	
国又は地方公共団体が主催する事業に利用するとき	国、県、その他の地方公共団体	
町内の幼稚園・保育園・小中学校が授業等(展示は除く)の一環として利用するとき	町内の幼稚園、保育園、小中学校	
身体障害者手帳の交付を受けている人により構成される町内の福祉団体が主催する事業に利用するとき	長瀬町身体障害者福祉会ほか	
指定管理者が指定管理業務(自主事業を含む)に利用するとき	指定管理者	
町内の公益法人のうち、次に掲げる団体が主催する事業に利用するとき	長瀬町社会福祉協議会 長瀬福祉会(ながとろ苑) 長瀬町シルバー人材センター 長瀬町観光協会 長瀬町商工会	2分の1免除

【備考】

- 1 上記の「減免基準」以外の利用については、別に定める利用料金を徴収するものとする。ただし、指定管理者が特に必要と判断し、町長が承認した場合は、減免できるものとする。
- 2 上記の「減免基準」に該当する事業であっても、営利を目的とする場合は減免しないものとする。